## 地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	
目標年度	令和13年度
市町村名	湯川村
(市町村コード)	07422
地域名	浜崎
(地域内農業集落名)	( 浜 崎 )

- 注:「地域名|欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	54.74 h a
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	54.74 h a
② 田の面積	53.90 h a
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.84 h a
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	3.05 h a
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	52.74 h a
(参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計	4.74 h a
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	3.09 h a
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
  - 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
  - 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
  - 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、 備考欄にその旨記載してください。
  - 5: (参考) の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
  - 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。
- (2) 地域農業の現状及び課題

本地区は世帯数が84戸と大規模集落である。農業の担い手となる認定農業者は地区内外で9名いる。農業用施設及び農業機械については各農家で所有している。現時点において農用地は適切に管理されているが、農業者の高齢化が進んでおり今後の農用地の維持管理が懸念される。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

今後、離農者や規模を縮小する農業者が現れた場合は、認定農業者等の担い手を中心に集積し、地域の農業を保持していく。

- 2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標
  - (1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針
  - ・離農者や規模を縮小する農家が現れた場合は、担い手を中心に集積していく。受け入れきれない分は他地区の認定農業者や農業法人の受け入れを検討し対応していく。
  - (2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者) に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率 74.36 % 将来の目標とする集積率 80.00 %

- (3)農用地の集団化(集約化)に関する目標
- ・離農者や規模を縮小する農家が現れた場合は、担い手を中心に集積していく。受け入れきれない分は他地区の認定農業者や農業法人の受け入れを検討し対応していく。

3	農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置
	(1)農用地の集積、集団化の取組
	現在の担い手の農地面積を維持しながら、今後離農する農家の農地についても地区内の担い手で話し合い、集約化してい
	きたい。
	(2)農地中間管理機構の活用方法
	現在の中間管理機構を通した契約面積を維持しつつ、新たに離農した農地についても中間管理機構を通して集約化を図
	ేం.
	(3) 基盤整備事業への取組
	圃場整備事業は実施済みであり、今後は多面的機能支払制度を活用し既存施設の維持管理を行っていく。
	(4) 多様な経営体の確保・育成の取組
	今後も機械・施設の経費削減に努めながら、地元の新規就農者の確保に努めたい。
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
	作業の効率化が期待できる防除作業については、(株)会津湯川ファームへの委託を検討したい。
	L 以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)
	□ ①鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 ☑ ③スマート農業 □ ④輸出 □ ⑤果樹等
	□ ⑥燃料・資源作物等 □ ⑦保全・管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨耕畜連携 □ ⑩その他
	【選択した上記の取組内容】
	③農薬や肥料の散布については、ドローンによる空中散布を検討し、効率化を図る。

## 4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者		現状		(目標	年度:令和			
	(氏名・名称)	経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面 積	目標地図上 の表示	備考
認農	1	水稲	7.31 ha	ha	水稲	7.31 ha	ha	1	
利用者	2	水稲	1.98 ha	ha	水稲	1.98 ha	ha	2	
利用者	3	水稲	0.54 ha		水稲	0.54 ha	ha	3	検討中
利用者	4	水稲	0.43 ha		水稲	0.43 ha	ha	4	検討中
利用者	5	水稲	0.84 ha	ha	水稲	0.00 ha	ha	14	子
利用者	6	水稲	0.33 ha		水稲	0.33 ha	ha	6	
利用者	7	水稲	1.19 ha		水稲	1.19 ha	ha	7	
利用者	8	水稲	2.16 ha	ha	水稲	2.16 ha	ha	8	検討中
利用者	9	水稲	0.51 ha	ha	水稲	0.51 ha	ha	9	検討中
利用者	10	水稲	1.43 ha	ha	水稲	1.43 ha	ha	10	
利用者	11	水稲	0.33 ha	ha	水稲	0.33 ha	ha	11	
利用者	12	水稲	0.31 ha	ha	水稲	0.31 ha	ha	12	
利用者	13	水稲	0.91 ha	ha	水稲	0.91 ha	ha	13	
利用者	14	水稲	0.00 ha		水稲	0.84 ha	ha	14	
認農	15	水稲	21.48 ha	ha	水稲	21.48 ha	ha	15	拡大予定
認農	16	水稲	2.48 ha	ha	水稲	2.48 ha	ha	16	
認農	17	水稲	2.62 ha	ha	水稲	2.62 ha	ha	17	縮小予定(10年以内)
認農	18	水稲	2.22 ha	ha	水稲	2.22 ha	ha	18	
認農	19	水稲	1.42 ha	ha	水稲	1.42 ha	ha	19	
認農	20	水稲	0.98 ha	ha	水稲	0.98 ha	ha	20	拡大予定
認農	21	水稲	1.76 ha	ha	水稲	1.76 ha	ha	21	
認農	22	水稲	0.43 ha	ha	水稲	0.43 ha	ha	22	縮小予定
利用者	23	水稲	1.08 ha	ha	水稲	1.08 ha	ha	23	
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	23経営体	а ф ж г г г г г т ф	52.74 ha	0 ha		52.74 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する 集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は 「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
  - 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
  - 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
  - 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
  - 5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	会津よつば農業協同組合	営農指導	
2	(株)会津湯川ファーム	肥料・農薬の散布	水稲

## 6 目標地図 (別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

|--|

注1:「農用地所有者等|欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提室する地区の対象とかる節囲を日煙地図に明記してください

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

